

東山行政区慶弔処理内規

東山行政区運営規約実施細則第7条（慶弔）の規定により、次のとおり定める。

1 区民の死亡（役職及び年齢を問わず、全ての区民）

生花 一基

香典 3,000 円

ただし、密葬、家族葬等で、会葬、香典を辞退される場合

生花 一基

香典はなし

発信者「東山区」の弔電

1-2 区民へのお知らせ

(1) 区事務所は、ファックス送信等の方法で各組長へ緊急の連絡をし、組長は、大至急の回覧をする。

なお、喪家のある組には、全戸分のお知らせを組長に届ける。

(2) 喪家のある組の組長は、当該地区（弥栄、東明、宝栄）の放送設備で地区内に向けてお知らせを放送する。

放送設備 弥栄 — 東山児童館、

東明 — 東山老人憩いの家

宝栄 — サンヴィッツ宝栄

(3) 喪主や親族が、回覧や放送でのお知らせを希望しない場合は（1）、（2）を行わないが、喪主や親族は死亡を区事務所等に連絡し、区は原則として「1のただし書き」の規定による処理を行う。

2 入院の場合

(1) 当該年度の区役員、各種団体の役職者、各種委員が、7日以上入院した場合には、見舞金 3,000 円とする。

(2) 区行事に協力または参加したことによるケガのための入院については、日数に関係なく、見舞金 5,000 円とする。

3 市公職者等の慶弔については、市議会、区長会等の意向を勘案して対処する。

4 その他特殊の場合は、区三役または区議員会において決定する。

附則

1 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

2 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定)

3 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。